

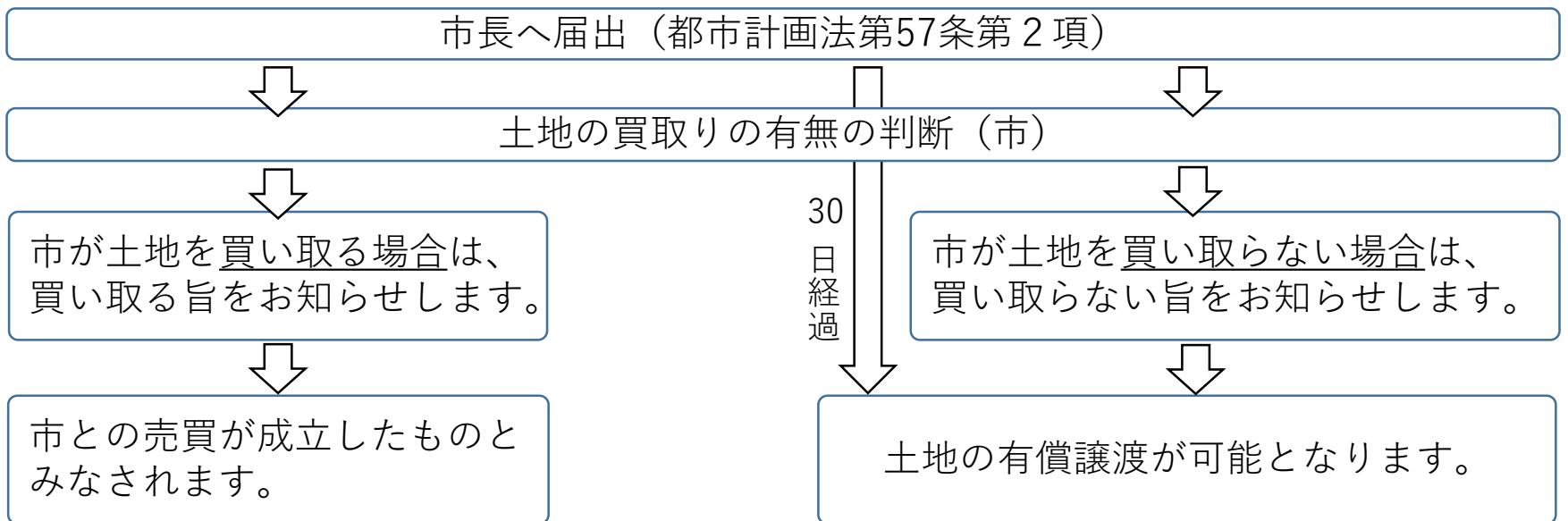
市街地再開発事業予定地内で 土地を有償譲渡する場合は**届出が必要です**

福生市は、令和3年9月28日に「福生駅西口地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定し、あわせて、都市計画法第57条第1項に基づく“土地の先買い等に関する公告”を行いました。これに伴い、

- 令和3年10月9日以降、福生駅西口地区第一種市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡する場合は、福生市長に届出が必要となります。（都市計画法第57条第2項）
- 届出後、30日以内に福生市長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取ることとなります。（都市計画法第57条第3項）
- 届出後30日の期間、もしくは、福生市長から買い取らない旨の通知があるまでは、土地を譲渡することができません。（都市計画法第57条第4項）

<土地を有償譲渡する場合のお手続き>

まずは、“事前に”市の担当窓口にご相談ください。



届出が必要な区域

(福生駅西口地区第一種市街地再開発事業の施行区域)



<担当窓口>

■土地の有償譲渡の届出について

福生市都市建設部
まちづくり計画課計画係
(福生市役所第一棟3階)
電話：042-551-1952 (直通)
FAX：042-551-0530
E-mail：f-machikei@city.fussa.lg.jp